日本年金機構ホームページの情報を基に作成

# Q A 年金脱退一時金の請求について

日本の公的年金制度に加入していた外国人が、帰国した際「年金脱退一時金」を請求することができます。このリーフレットでは、請求手続きに関してよくある質問をまとめました。是非参考にしてください。なお、年金脱退一時金請求の手続きに関する詳細は、日本年金機構のホームページにて確認できます。

日本年金機構：脱退一時金に関する手続きをおこなうとき

（英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、ミャンマー語を含む14か国語）

## 条件と請求のタイミングについて

### 1）脱退一時金を請求するためは、どのような条件を満たす必要がありますか？

以下の①から④、すべての条件に該当していれば請求することができます。

① 日本国籍を有していない
② いずれかの公的年金制度への加入歴が6カ月以上である
③ 日本に住所を有していない
④ 年金（障害手当金を含む）を受ける権利を有したことがない

### 2）国民年金に３カ月、厚生年金に５カ月加入していました。請求できますか？

国民年金と厚生年金保険の両制度の期間は合算されないので、請求することはできません。脱退一時金の支給額はそれぞれの保険期間に基づいて計算されるので、いずれかの年金制度に6ヵ月以上加入している必要があります。

### 3）いつから請求の手続きを行うことができますか？

日本に住所を有しなくなった日から２年以内に請求することができます。
※出国前に日本国内から請求することもできます。その場合は、転出届に記載した転出予定日以降に請求書を最寄りの年金事務所に対面で提出するか、転出届に記載した転出予定日以降に請求書が日本年金機構に到達するよう送付してください。郵送先は、海外から請求する場合と同じです。

## 請求書の記入などについて

### 4）日本に住所を有していないことを、どのように証明することができますか？

原則、帰国前に市区町村に国外への転出届を提出している場合は、書類の提出が不要です。

### 5）受給先を海外の銀行口座、又は日本の銀行口座に指定することは可能ですか？

- 海外の銀行口座への送金は可能ですが、受給先として設定する前に、その銀行口座が年金機構からの送金に対応しているか必ず確認しましょう。
- 日本の銀行口座（ゆうちょ銀行及び一部インターネット専業銀行以外）を受給先にすることも可能ですが、帰国後も引き続き銀行口座を利用できるか必ず確認しましょう。
※原則、帰国して再入国の予定がない場合は、銀行口座の解約が求められます。解約しなかった場合でも、銀行口座が凍結され、利用できなくなることがあります。

## 6）請求書の「各制度の記号番号」には、何を記入するべきですか？

**基礎年金番号が一つの場合は、記入する必要はありません。**転職の際に基礎年金番号が統合されなかったことや婚姻による改名の際などに新たな基礎年金番号が付与されたことが理由で、複数の基礎年金番号を持っている場合のみ記入が必要になります。

## 7）履歴（公的年金制度加入経過）を記入する必要はありますか？自分がどの年金制度に加入していたか、知る方法はありますか？

**記入が必要です。**公的年金制度の加入経過についてできるだけ正確に記入してください。自分がどの年金制度に加入していたかは、以下の①～④からご確認ください。

① 国民年金：農業者、自営業者、学生、無職の方等が加入対象者
② 厚生年金：企業に勤めている会社員が加入対象者
③ 共済組合：公務員、公立学校の職員、私立学校教職員等が加入対象者
④ 船員保険：海上で働く船員（船長、海員、予備船員）が加入対象者

## 8）日本に滞在した７年間は、厚生年金に加入し、保険料を納付した。脱退一時金を請求すると、7年分の金額を受給できますか？

脱退一時金の支給額は、日本の年金制度に加入していた月数に応じて、60カ月（5年）を上限として計算されます。その為、７年納付していたとしても、**60カ月（5年）分の受給となります。**

## 9）厚生年金の脱退一時金を受給したが、予想していた金額より少ないのはなぜですか？

厚生年金保険の脱退一時金は、その支給の際に、**20.42%の税金が源泉徴収**されます。源泉徴収された税金の還付を受けるには、日本国内の税務署に申告する必要があります。

日本国内に住所を有する人が源泉徴収された税金の還付手続きを行います。その為、帰国前に「所得税・消費税の納税管理人の届出」を選任する必要があります。納税管理人の選任届出に関する詳しい情報は、国税庁のホームページからご確認ください。

国税庁：所得税・消費税の納税管理人の選任届出（日本語のみ）

## 10）改めて日本で仕事をすることになり、公的年金制度に再加入する予定。数年前に脱退一時金を受給したが、過去6年分の納付期間はどうなりますか？

脱退一時金を一度受給した場合、過去に日本の年金に**加入していた全ての期間は消滅します。**改めて日本で就職し、公的年金制度に再度加入すると、加入歴は改めてカウントされます。

### お問い合わせ先



手続きについて質問がある場合は、お住まいを管轄する年金事務所にて相談できます。年金事務所の窓口では、英語、中国語、タガログ語等を含む10カ国語の通訳サービスを利用した対応が可能です。詳細については、以下のリンクから多言語でご確認ください。

https://www.nenkin.go.jp/international/interpretation/interpretation_japan.files/02.pdf

※英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語　(言語によって対応できる日時が異なります)